

＜顧問・参与＞委嘱内規

平成 21 年 2 月 15 日制定

第1条 目的

稲城市剣道連盟規約「第 13 条（顧問・参与）」の委嘱に関して、詳細の内規を定めることを目的とする。

第2条 資格

顧問・参与の資格は第 3 条 2 項(4)を除き、特に稲城市剣道連盟に登録した会員でなくともよいものとする。また、当連盟の理事はこの任にあたることはできないものとする。

第3条 推薦基準

1. 顧問の推薦基準は以下による。
 - (1)当連盟の「会長」「副会長」「理事長」を 4 年以上努め、功績のあった者
2. 参与の推薦基準は以下による。
 - (1)当連盟の「会長」「副会長」「理事長」を 4 年未満努め、功績のあった者
 - (2)当連盟の「副理事長」「事務局長」を 4 年以上努め、功績のあった者
 - (3)当連盟の加盟団体の会長職(責任者)を 6 年以上努め、功績のあった者
 - (4)当連盟に登録した会員で剣道錬士 6 段以上の高段者
 - (5)当連盟の目的を理解し、当連盟の発展に寄与できる剣道 8 段以上の高段者
 - (6)当連盟の目的を理解し、当連盟の発展に寄与できる有識者

第4条 委嘱の方法

理事会において推薦・承認を行い会長が委嘱するものとする。

第5条 任務

顧問・参与は当連盟の重要事項に関して連盟会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

第6条 任期

顧問・参与の任期は現役員の在任期間と同じ 2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第7条 罷免

顧問・参与が当連盟の名誉を傷つけ、または当連盟の目的に違反した場合は理事会の決定に基づき罷免をできるものとする。

[附則]

この内規は「平成 21 年 2 月 15 日」理事会の議決により施行する。

以上